佐賀県告示第 191 号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により同法による医療 扶助のための医療を担当させ、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに 永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護 法第49条の規定により同法による医療支援給付のための医療を担当させる機 関として、次の医療機関を指定した。

令和3年6月29日

佐賀県知事 山 口 祥 義

名称	所在地	指定年月日
ラパン訪問看護ステー	佐賀市川副町大字鹿江 670	令和元年12月1日
ション	番地8	
げんき堂薬局みふね店	武雄市武雄町武雄 3669-1	令和元年12月2日
ぶどうの木クリニック	佐賀市水ヶ江一丁目2番 21	令和2年1月1日
	号	
温泉四区薬局	嬉野市嬉野町下宿乙 2367-	JJ
	5	